

場合における同条第四項」とする。

8 正当な理由がなくて旧租税特別措置法第七十条の三の二第三項の規定による同項に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかった者に対する新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二百二十四条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の二第三項」とする。

9 正当な理由がなくて所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項又は第七十条の三の四第三項の規定によるこれらの規定に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかった者に対する新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法

第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項若しくは第七十条の三の四第三項とする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二百二十五条 旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が、施行日前に同項に規定する農用地の買入れをした場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第七十六条第二項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う法人が、施行日前に同項の農用地の買入れをした場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 漁業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条第一項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同

項第一号から第三号までに掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定がされた場合における同項第一号から第三号までに掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する決定がされた場合における同条第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 農林中央金庫が、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 旧租税特別措置法第八十条の三第二項に規定する特定農業協同組合が、施行日前に同項に規定する合併により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第八十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合又は指名金銭債権を取得する場合における当該不動

産の所有権又は当該指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合における当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第八十三条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十三条の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規

定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧租税特別措置法第八十三条の四に規定する旅客鉄道事業者であつて同条に規定する鉄道事業再構築実施計画について施行日前に同条に規定する国土交通大臣の認定を受けた者が当該鉄道事業再構築実施計画に基づいて同条に規定する特定鉄道施設の取得をした場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(酒税の特例に関する経過措置)

第二百二十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

(たばこ税の税率の特例に関する経過措置)

第二百二十七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十八条の規定（租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

（揮発油税及び地方揮発油税の特例に関する経過措置）

第二百二十八条 施行日から平成二十二年五月三十一日までの間における新租税特別措置法第八十九条第十七項の規定の適用については、同項の表第八十九条の四第一項の項中「第八十九条の四第四項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十九条の四第二項」と、同表第九十条の二第二項の項中「第九十条の二第四項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九十条の二第二項」とする。

2 施行日から平成二十二年五月三十一日までの間に新租税特別措置法第八十九条第二十五項又は第二十七項第一号の違反行為があつたとき同条第二十五項から第二十七項までの規定の適用については、同条第二十五項中「十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金」とあるのは「五年以下の懲役若しくは五十万円

以下の罰金」と、同条第二十六項中「百万円」とあるのは「五十万円」と、同条第二十七項中「一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金」とあるのは「十万円以下の罰金又は科料」とする。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第二百二十九条 施行日前に課した、又は課すべきであつた航空機燃料税については、なお従前の例による。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第二百三十条 新租税特別措置法第九十条の十二第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する自動車検査証の交付等を受ける検査自動車に係る自動車重量税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第二項及び第三項に規定する自動車検査証の交付等を受けた検査自動車に係る自動車重量税については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第三百三十一条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「租税特別措置法第二十九条第一項に規定する給与所得者等」を「所得税法第二十八

条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その給与等又は退職手当等の支払をする者（以下この項において「使用者」という。）の法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの」に、「同法第二十九条第一項に規定する使用者（同条第三項）を「使用者（勤労者財産形成促進法第九条第一項）に、「同条第一項又は第三項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。次項において「平成二十二年改正法」という。）附則第五十八条第二項又は第六項」に改め、同条第二項中「第二十九条第二項」を「第八条第一項」に、「同項又は同条第三項」を「平成二十二年改正法附則第五十八条第四項又は第六項」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第百三十二条 前条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新震災特例法」という。）第十一条第一項の規定は、同項に規定する被災給与所得者等（以下この条において「被災給与所得者等」という。）が、同項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益で平成二十三年一月一日以後

の期間に係るものについて適用し、被災給与所得者等が前条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「旧震災特例法」という。）第十一条第一項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新震災特例法第十一条第二項の規定は、被災給与所得者等が、同項に規定する利子で平成二十三年一月一日以後に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額を同項に規定する使用者等から使用人である地位に基づいて支払を受ける場合における同項に規定するその支払を受けた金額について適用し、被災給与所得者等が、旧震災特例法第十一条第二項に規定する利子で同日前に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額を同項に規定する使用者等から使用人である地位に基づいて支払を受けた場合における同項に規定するその支払を受けた金額については、なお従前の例による。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十三条 法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「第五項において同じ」を削り、「以下この条」を「以下この項及び次項」に改め、同条第五項中「現物出資又は事後設立」を「又は現物出資」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人を」を「又は被現物出資法人を」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「分社型分割等」を「分割又は現物出資」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とする。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十四条 前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の規定は、同項に規定する法人が平成二十二年十月一日以後に行う分割について適用し、前条の規定による改正前の法人税法等の一部を改正する法律附則第八条第五項に規定する法人が同日前に行った分割及び事後設立（十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）については、なお従前の例による。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三百三十五条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第九十七条第二項中「同条第三項から第五項までの規定」を「同条第三項中「第六十八条の五十一

第一項」とあるのは「旧法第六十八条の五十一第一項」と、「合併又は分割型分割」とあるのは「合併」と、同項第一号中「適格現物出資又は適格事後設立」とあるのは「又は適格現物出資」と、同項第二号中「場合又は分割型分割により無償補修の全部又は一部を行わないこととなつた場合」とあるのは「場合」と、「金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）」とあるのは「金額」と、同条第四項及び第五項に改める。

附則第百十六条第二項中「と、同条第七項」を「と、合併又は分割型分割」とあるのは「合併」と、同項第一号中「適格現物出資又は適格事後設立」とあるのは「又は適格現物出資」と、同項第二号中「場合又は分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により無償補修の全部又は一部を行わないこととなつた場合」とあるのは「場合」と、「金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該

無償補修の全部を行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額」とあるのは「金額」と、同項第三号中「連結子法人の解散にあつてはその解散の日」とあるのは「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日」と、同条第七項に、「と、「第五十七条第九項」を「と、「適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）に」とあるのは「適格分割型分割に」と、「第五十七条第九項」に改める。

第百三十六條 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四條第二項中「第五十六條の規定」を「第五十六條（第十八項及び第十九項に係る部分を除く。）の規定」に改め、同項の表第一項第二号の項の前に次のように加える。

第一項第二号	立	適格現物出資又は適格事後設 又は適格現物出資
--------	---	---------------------------

附則第三十四條第二項の表第一項第二号の項の次に次のように加える。

第二項		除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により	除く。）により
合併又は当該分割型分割		合併	合併

附則第三十四条第二項の表第三項から第八項までの項中「第八項」を「第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第六項	第六十八條の四十七第一項	旧効力措置法第六十八條の四十七第一項
	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資
第六項第二号イ	合併又は分割型分割の日	合併の日
	合併又は分割型分割	合併
第七項及び第八項	合併法人又は分割承継法人	合併法人
	第六十八條の四十七第一項	旧効力措置法第六十八條の四十七第一項

第十二項	第十二項 適格分社型分割、適格現物出資 又は適格事後設立	
	被現物出資法人又は被事後設 立法人	適格分割又は適格現物出資 又は被現物出資法人
第十二項	第十二項 適格分社型分割、適格現物出資 又は適格事後設立	
	適格分社型分割、適格現物出資 又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資

附則第三十四条第二項の表第十八項の項及び第十九項の項を削る。

附則第四十八条第二項中「第六十八条の四十七の規定」を「第六十八条の四十七（第八項（第四号に係る部分に限る。））、第十七項及び第十八項に係る部分を除く。）の規定」に改め、同項の表第一項の項を次のように改める。

第二項	第五十六条第一項に	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律 第二十一号）附則第三十四条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされる同法第五条の規定
-----	-----------	---

	による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十六条第一項に
--	--

附則第四十八条第二項の表第一項の項の次に次のように加える。

第一項第一号	第五十六条第一項第一号	旧効力措置法第五十六条第一項第一号
立	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資

附則第四十八条第二項の表第三項から第六項までの項中「第三項から第六項まで」を「第一項第二号及び第三項から第五項まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第六項	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条第一項
立	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資
合併又は分割型分割の日	合併の日	
第六項第二	合併又は分割型分割	合併

号イ	合併にあつてはその	合併にあつては、その
	以下この条	第十二項
	合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限る	合併に限る
第六項第三号	合併法人又は分割承継法人 連結子法人の解散にあつてはその解散の日	合併法人 連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日
第十項	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資
	被現物出資法人又は被事後設	又は被現物出資法人

○

○

	立法人	
第十一項	適格分社型分割、適格現物出資 又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資

附則第四十八條第二項の表第十三項の項を次のように改める。

第十三項	第五十六條第一項	旧効力措置法第五十六條第一項
	適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により	適格分割により

附則第四十八條第二項の表第十七項の項及び第十八項の項を削り、同条第八項第三号中「連結子法人の解散にあつてはその解散の日」を「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日」に改める。

(所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第三百三十七条 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一百七条第十三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)
適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。

第六十八条の三十四第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号） 附則第百三十三条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項
--------------	--

附則第百三十三条第十三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余

型分割の日の前日	財産の確定の日とする。
第四十七条第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号） 附則第一百七条第十三項の規定によりなおその効力を有するものと される同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十 七条第一項

附則第三百三十五条第六項の表第三項から第五項までの項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五項	第五十六条の二第一項	旧効力措置法第五十六条の二第一項
第五項第四号	連結子法人の解散にあつてはその解散の日	連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三百三十八条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。
附則第九十三条第十五項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の二十九第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第一百七十五条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十九第二項

附則第九十三条第十八項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

附則第九十三条第二十一項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の三十四第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則

	第百七十七条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項
--	---

附則第九十六条の表第六十一条の三第一項の項を次のように改める。

第六十一条 の三第一項	第六十八條の六十四第二項	旧効力措置法第六十八條の六十四第二項
	適格事後設立	適格現物分配
	第六十八條の六十四第二項	旧効力措置法第六十八條の六十四第二項

附則第百七十七条第十五項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十五条の二第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定
-----	------------	--

		による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十五条の二第二項
第三項	適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等	
又は現物出資法人 又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	、現物出資法人又は現物分配法人 にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。	
第四十五条の二第二項	旧効力措置法第四十五条の二第二項	

附則第百十七条第十八項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

附則第百十七條第二十一項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第四十七條第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三條第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七條第三項
第四項	適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において		適格合併等